

知的財産 -Intellectual Property-

Newsletter

〈2019年11月号〉

Contents

1

特許**専用実施権許諾契約に基づく黙示の実施義務が認められたものの、
ライセンサーは実施義務を履行していたと認められた事案**

知財高裁(1部) 令和元年9月18日判決〔ちりめんの製造法及びその製品事件〕



2

審決取消**周知技術を適用する動機付けの有無の判断—進歩性要件—**

知財高裁(2部) 令和元年9月19日判決〔アプリケーション生成支援システム等事件〕



3

商標**結合商標の一部を分離・抽出して類否判断をすることを許容した例**

知財高裁(2部) 令和元年9月12日判決〔ステート エクスプレス 555 シグネチャー事件〕



4

著作権**飲食店の客寄せのために行われる演奏の著作権法38条1項該当性**

知財高裁(3部) 令和元年9月18日判決〔しんちゃんバンド事件〕



5

不競法**文房具の形態に関する「商品等表示」の判断**

大阪地裁(26部) 令和元年9月19日判決〔「カラー筆ペン」事件〕



6

執筆情報のご案内

専用実施権許諾契約に基づく黙示の実施義務が認められたものの、 ライセンシーは実施義務を履行していたと認められた事案



黒田 佑輝

Yuki Kuroda

PROFILEはこちら

知財高裁(1部)令和元年9月18日判決(平成31年(ネ)第10032号)裁判所ウェブサイト[ちりめんの製造法及びその製品事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

本件は、特許権者である原告が、専用実施権者であった被告がちりめんの製造方法及び製品に関する特許(「本件特許」)の専用実施権許諾契約(「本件契約」)に違反したとして債務不履行に基づく損害賠償請求権を行使した事案です。原告は、被告の債務不履行として幾つかの義務違反を主張しましたが、知財高裁及び原審とも、結論として原告の債務不履行に基づく損害賠償請求は認められないと判断しました。

ここでは、本件契約に基づく被告の実施義務の存否及び、被告がその義務に違反したかに関して、知財高裁が追認した原審の判断を紹介します。本件契約は、専用実施権の許諾契約であり、実施に伴うランニングロイヤリティのみのライセンス料の定めなどが設けられていましたが、ライセンシーが特許を実施することについては、努力義務を含め明文の定めがありませんでした。

このため、裁判所は以下の通り被告に信義則に基づく一定の実施義務を認めました。

「本件契約は専用実施権設定契約であり、被告は本件契約に基づき本件特許の専用実施権を取得し、本件特許を独占的に実施し得る地位を獲得するのに対し、原告は本件契約を締結することによって、本件特許を実施することや他の者に実施許諾することができないにもかかわらず、特許維持費用の支払義務を負うという立場に立つことになる。また、本件契約では、(中略)原告は、被告が本件特許を実施しないことには、実施料の支払を全く受けられないことになる。

本件契約の当事者である原告と被告が置かれる以上のような状況を踏まえると、専用実施権者である被告は、本件特許の実施が可能であるのに、それを殊更に実施しないとか、その実施に向けた努力を怠るなどということは許されず、信義則に基

づき、本件特許を実施する義務を一定の限度で負うと解すべきである。

もともと、(中略)被告としては製品が販売できた場合にのみ実施料の支払負担が発生するにとどまるというリスク負担を前提に本件契約を締結したものであるから、本件特許を実施した製品を製造販売するための努力の程度について被告に過大な義務を負わせることは相当でない。また、被告は本件特許の製造法によって製造したしらすを製造販売することによって本件特許を実施することになるが、本件特許は解凍後真空包装し、加圧加熱処理することをも構成として含むものであり、被告はそれを行うための機械を有していなかったから、そのための準備期間が不可避免的に生ずるし、結果的に、商品が消費者に十分受け入れられず、思うように商品が販売できないなどという事態も生じ得る。

以上のような本件の事情を考慮すると、被告が本件特許の実施義務を負うといっても、本件特許を実施するために必要な事項等を踏まえつつ、その時々状況を踏まえ、特許の実施に向けた合理的な努力を尽くすことで足りると解するのが相当である。」

他方で、結論としては、被告は実施の準備のために時間を要し、結果的に原告が期待していたような販売数量を実現できなかったという事情があったとしても、このような実施義務を果たしていたとして、被告の損害賠償義務を認めませんでした。実務上専用実施権が許諾されることは決して多くはありませんが、専用実施権許諾契約について、契約書に一切の記載がないにもかかわらず、一定のレベルの実施義務が認められた事案として、実務上の参考になると思われます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士へのアドバイスを受けなければなりません。

周知技術を適用する動機付けの有無の判断—進歩性要件—



池田 佳菜子

Kanao Ikeda

PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和元年9月19日判決(平成31年(行ケ)第10005号)裁判所ウェブサイト[アプリケーション生成支援システム等事件]

→裁判例はこちら

本件は、発明の名称を「アプリケーション生成支援システムおよびアプリケーション生成支援プログラム」とする発明に係る出願について、出願人である原告が特許請求の範囲の補正をしましたが(補正後の発明を「本件補正発明」、特許庁は、本件補正発明は独立特許要件違反であるとして補正を却下し、拒絶査定不服審判請求を不成立とする審決を行ったため、原告が当該審決の取消を求めた事案です。争点は、本件補正発明に関する独立特許要件違反(進歩性欠如)の有無です(特許法17条の2の6項、126条7項、29条2項)。

特許庁は、本件補正発明は進歩性を欠くと判断しましたが、知財高裁は、引用発明と本件補正発明の一致点及び相違点について特許庁と同一の認定をしながら、引用発明に被告主張の周知技術を適用することの動機付けがないとして、本件補正発明の独立特許要件違反を否定しました。結論に影響を与えた相違点1についてのみご紹介します。

本件補正発明と引用発明は、いずれもスマートフォン等で用いられるアプリケーション(「アプリ」)を生成するための発明です。アプリには、ウェブアプリ(Web上のサーバで演算処理を実行)、ネイティブアプリ(演算処理を端末でのみ実行)等の種類があります。スマートフォン等のユーザーがアプリを検索するサーバにはウェブアプリが表示されないことから、ウェブアプリはユーザーに利用されにくく、またウェブアプリと同等のネイティブアプリを開発するには多大な開発工数が必要となる等の課題があり、これを解決するため、ウェブアプリが表示する情報を表示するネイティブアプリを生成できるようにしたのが引用発明です。知財高裁も以上を認定しています。

本件補正発明の請求項1は次のとおりです。

「携帯通信端末に固有のネイティブ機能を実行させるためのパラメータに応じて、前記携帯通信端末において実行されるアプリケーションの、前記携帯通信端末の動きに伴う動作を規定する設定ファイルを設定する設定部と、

前記設定ファイルに基づいてアプリケーションパッケージを生成する生成部と、

を有するアプリケーション生成支援システム。」

本件補正発明と引用発明は、「携帯通信端末の所定の機能を実行させるためのパラメータに応じて、前記携帯通信端末において実行されるアプリケーションの動作を規定する設定ファイルを設定する設定部と、前記設定ファイルに基づいてアプリケーションパッケージを生成する生成部と、を有するアプリケーション生成支援システム」である点では一致しますが、設定ファイルを設定するパラメータが、本件補正発明では「携帯通信端末に固有のネイティブ機能(筆者注:GPS機能やカメラ機能等が想定されます。)を実行させるためのパラメータ」であるのに対し、引用発明では特定されていない点で相違しました。特許庁は、携帯通信端末のネイティブ機能にアクセスし、端末の動きに伴う動作を行うネイティブアプリを生成することは周知の技術であり、原告には周知技術を用いる動機付けがあると主張しました。しかし、知財高裁は、引用発明の課題を前提とすると、ブログ等端末の動きに伴う動作が要らないウェブアプリを表示するためのネイティブアプリを生成する場合には、端末に固有のネイティブ機能を実行させるためのパラメータを設定ファイルに設定する必要はないこと、端末の動きに伴う動作を行うウェブアプリを表示するネイティブアプリを生成する場合でも、パラメータの設定以外の方法があり、必ずしも設定ファイルを設定するパラメータを携帯通信端末に固有のネイティブ機能

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士へのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

を実行させるためのパラメータとする必要はないこと、被告主張の周知技術を用いるには引用発明に加え新たにソースコードを書くこと等が必要となり、当該技術の適用には阻害事由があることなどを指摘し、引用発明に被告主張の周知技術を適用する動機付けはないと判断し、結論として本件補正発明の独立特許要件違反を否定しました。

事例判断ではありませんが、動機付けの有無の判断は参考になると考え、ご紹介いたします。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

結合商標の一部を分離・抽出して類否判断をすることを許容した例

渡辺 洋

Hiro Watanabe

PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和元年9月12日判決(平成31年(行ケ)第10020号)裁判所ウェブサイト[ステート エクスプレス 555 シグネチャー事件]

→裁判例はこちら

本件は、指定商品を第34類のたばこ類とする原告商標(図1)の登録出願について、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、主要な争点は原告商標の上部中央に位置する「SIGNATURE」の欧文字を分離・抽出して引用商標(図2。指定商品は同一)との類否を判断することの許否でした。



図1 原告商標(本願商標)

SIGNATURE

図2 引用商標



図3 本願図柄部分



図4 本願円図形



図5 本願紋章部分

裁判所は、「複数の構成部分を組み合わせた結合商標については、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない場合は、一つの称呼、観念が他人の商標の称呼、観念と同一又は類似であるといえないとしても、他の称呼、観念が他人の商標のそれと類似するときは、両商標はなお類似するものと解するのが相当である(最判昭和38年12月5日・民集17巻12号1621頁[リラ宝塚事件]参照)」との規範を示したうえで、以下の事実から、本

件で「SIGNATURE」の欧文字部分(「対象部分」)を分離・抽出して類否判断をすることは許されると判断しました(結論として引用商標との類似を肯定した審決を維持しました。)

- ①(本願商標の外観)本願図柄部分(図3)は相当目立つ態様で表示されているところ、対象部分の文字の大きさは本願図柄部分の「No.」等の文字より若干大きいこと、対象部分は、本願図柄部分とかなり間隔があり一見して離れていると認識されること、対象部分の文字は、本願円図形(図4)内の「No.555 STATE EXPRESS」の文字や本願紋章部分(図5)とそれ自体で何らかの関連性があるとは認識されないことを考慮すれば、対象部分は本願図柄部分と一体のものとは認識できず、相応に目立つ態様で表示されている。
- ②(ブランドの認知度)「No.555 STATE EXPRESS」というたばこブランドは、ラリーレースのスポンサーロゴとして表示されていたものの、日本において同レースに興味を持つ者がどの程度いたか明らかでなく、取引者や需要者(喫煙者やこれから喫煙をしようとしている成人)に知られていたとは認められず、しかも日本で販売されていなかったのであるから、日本において同ブランドが知られている程度は相当に低い。
- ③(対象部分の識別力)日本における「SIGNATURE」の理解を前提にすると、本件指定商品の取引者や需要者は、本願商品の対象部分を、一般的に知られた「署名、サイン」という意味で理解するか又は意味を理解できないものというべきである。
- ④(取引の実情)たばこのパッケージには、メインブランドとは別に、たばこの種類を示す文字(第2表示)がメインブランドに比べると目立たない態様で表示されていることがあるが、第2表示は「Luckies」等、味やタール量と関連しない文字もあり、第2表示

次ページへ続く ▶

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

は必ずしも当該タバコの性質等を説明したものではなく、取引者や需要者から商標として認識されるうる。

⑤(引用商標の使用態様)引用商標の商標権者による使用状況を考慮し得るとしても、引用商標の商標権者は「SIGNATURE」の文字を、タバコのパッケージにおいて出所識別標識として表示している。

なお、結合商標の一部を分離・抽出して商標の類否を判断することは、「その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合」や「それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合」などの例外的な場合に限られるべきとする原告の主張(最判平成20年9月8日・集民228号561頁〔つつみのおひなっこや事件〕参照)に対しては、そのような場合以外にも、各構成部分がそれらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない場合には、分離観察が許されると解するのが相当と判断しています。

本件は事例判断にとどまりますが、結合商標の一部を分離・抽出して類否判断をすることの許否を決める際の具体的な考慮要素を示している点で参考になると考え、紹介した次第です。

→ [contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

飲食店の客寄せのために行われる演奏の著作権法38条1項該当性



富田 詩織

Shiori Tomida

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)令和元年9月18日判決(平成31年(ネ)第10035号等)裁判所ウェブサイト[しんちゃんバンド事件]

[→裁判例はこちら](#)

本件は、著作権等管理事業者である被控訴人X(原告JASRAC)が、控訴人Yらに対し、Xとの間で利用許諾契約を締結しないまま、Yらが、実質的経営者である飲食店(「本件店舗」)において、楽曲につきバンド演奏等により使用した行為等が、Xが著作権を管理する著作物(「管理著作物」)の演奏権等の侵害に当たると主張して、Yらに対し、本件店舗における管理著作物の演奏等による使用の差止め等を求めた事案の控訴審です。

原判決(静岡地方裁判所平成28年(ワ)第907号)は公開されていないため、公開された本判決より読みとることができる。控訴審におけるYらの補充主張とそれに対する知財高裁の判断をご紹介します。

Yらは、本件店舗におけるバンド演奏について、

- ・本件店舗のセット料金の実質は飲食物の代金である
- ・バンド演奏はスタッフによる無料サービスの域を超えていない
- ・本件店舗はバンド演奏の場を確保するために存在するものでもなく、バンド演奏は飲食店の客寄せのための従業員による無料のサービス提供(もしくは演奏者らの趣味)に過ぎないから、純然たる無償の演奏行為である

として、営利性がなく、著作権法38条1項が適用され、管理著作物の演奏権は侵害しないと主張しました。

これに対し、知財高裁は、

「(著作権法38条1項)の非営利目的とは、当該利用行為が直接的にも間接的にも営利に結びつくものでないことをいうものと解される」

としようえで、

「Yらは、本件店舗の各店におけるバンド演奏によりバンド音楽を好む客の来集を図っているものというべきであるから、本件店舗

の各店におけるバンド演奏による管理著作物の利用行為が、直接的にも間接的にも営利に結びつくものでなかったということではできない」

と判断し、Yらの主張についても、

「飲食店での客寄せのための演奏であることは自認しており、間接的に営利に結びつくものでなかったといえないことは明らかである」

として、本件店舗における演奏行為は著作権法38条1項の要件を満たさず、管理著作物の演奏権を侵害すると判断しました。

著作権法38条1項の「営利を目的とせず」の解釈については、レストランカフェにおけるピアノ演奏について、大阪高裁平成20年9月17日判決(平成19年(ネ)第735号)判時2031・132(上告棄却・不受理)[デサフィナード事件控訴審判決]において「演奏が直接的に対価(金銭の授受)を伴わず、間接的に営利を目指している場合をも含むと解するほかない」として、ピアノ演奏は「アマチュアに演奏場所を提供していた程度のものであり、非営利」との控訴人の主張を失当としていました。本判決により、知財高裁としても、上記大阪高裁判決と同様の解釈を確認したものとして、ご紹介させていただきます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。

文房具の形態に関する「商品等表示」の判断

杉野 文香

Ayaka Sugino

PROFILEはこちら

知財高裁(第3部)令和元年7月22日判決(平30年(行ケ)第10131号、同第10126号)裁判所ウェブサイト
【「カラー筆ペン」事件】

→裁判例はこちら

本件は、書画筆及び工業用刷毛の製造販売等を行うYが販売するカラー筆ペン(Y筆ペン)が、筆墨文房具の製造及び販売仲介等を行うXが製造販売するカラー筆ペン(X筆ペン)と類似の商品等表示を使用するものであり、Y筆ペンを譲渡等する行為は法2条1項1号所定の不正競争行為に該当するとして、XがYに対して、法3条1項に基づきY筆ペンの販売等の差止めを求めるとともに、同条2項に基づきY筆ペンの販売等に供するなどしたキャップ、ペン先、個包装等の各物件の廃棄を求めた事案です。本件は商品形態に関するものですが、X筆ペンの販売開始から既に3年が経過していたため、法19条1項5号イより、法2条1項3号の適用は除外されておりました。

【X筆ペン】



【Y筆ペン】



本件では①X筆ペンが周知の商品等表示に該当するか、②X筆ペンとY筆ペンの形態等の類否及び混同のおそれがあるかが争点となりました。

裁判所は以下のとおり判断し、X筆ペンの形態には顕著な特徴がないとして「商品等表示」該当性を否定しました。

➤「周知な商品等表示の有する出所表示機能を保護するため、周知な商品等表示に化体された他人の営業上の信用を自己の

ものと誤認混同させて顧客を獲得する行為を防止することにより、事業者間の公正な競争を確保する」という法2条1項1号の趣旨からすると、商品の形態自体が「商品等表示」に該当するためには、①商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有すること(特別顕著性)、②その形態が、特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は短期間であっても極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっていること(周知性)が必要である。

➤特別顕著性について、比較対象となる「他の同種製品」は需要者にとって同種と認識される範囲の商品であれば足りる。筆記具製造業者等により組織された業界団体である日本筆記具工業会が筆ペンをマーキングペンの中でも筆文字が書けるものと規定する一方で、筆記具製造業者等が筆ペン、マーカー、サインペンを厳密に峻別せずに宣伝販売していること、筆ペンとマーカーやサインペンを近接した場所に陳列して販売している店舗が存在すること、筆ペンとマーカーやサインペンは字を書いたり絵を描いたりするという用途において共通することからすれば、消費者は筆ペンとマーカーやサインペンを必ずしも明確には区別しておらず、これらは同種商品として認識されているといえるため、特別顕著性の判断に際しては筆ペンだけでなくマーカーやサインペンも含めて比較するのが相当である。

➤XはX筆ペンに関して⑦先口⑧穂先⑨キャップ⑩軸の各パーツについて顕著な特徴を有していると主張するが、どのパーツも他の同種製品に見られるありふれたものであり、顕著な特徴を有しているとは言えない。

➤XはX筆ペンの包装態様について他の商品と異なる特徴を有

次ページへ続く ➤

すると主張するが、そもそも法2条1項1号は商品と商品の包装とを区別していることから商品形態の商品等表示該当性判断に際し商品の包装を含めることは適当でない。

- ▶ Xは、カラーバリエーションの存在をもって他の同種商品と異なる特徴があると主張するが、「商品等表示」におけるカラーバリエーションの位置付けを措くとしても、カラーバリエーションそれ自体が他の商品にも見られるありふれたものであり顕著な特徴ではない。
- ▶ Xは、商品自体の形態・包装態様・カラーバリエーションの組合せが他の同種商品と異なる特徴であると主張するが、上記のとおりいずれも顕著な特徴であるとは認められず、これらを組み合わせることによって客観的に他の同種商品と異なる顕著な特徴が生じていると見るべき事情も見当たらない。

本件は事例判断ではありますが、業界団体の取り扱い、宣伝販売の態様、用途等を細かく認定したうえで同種製品の範囲を広く判断しており、その結果、特別顕著性が否定されている点で実務上参考になると思いますので紹介させていただきます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

執筆情報のご案内

共同研究開発契約の法務

本書では、共同研究開発の意義及び仕組みを紹介し、共同研究開発の進め方全般、各段階で業務を遂行する上での留意点を網羅的かつ体系的に解説しています。より具体的には、共同研究開発案件にどのように取り組むべきかについて、契約書作成のあり方のほか、裁判に発展した多数の紛争事例を取り上げて解説しています。また、随所にQ&Aを取り入れることにより、実務上の悩みにも解説しています。さらに、契約書の書式も提供することで「実務で使える」解説書に仕上げております。多くの方にご活用いただければ幸いです。



出版社 株式会社中央経済社

発行年月 令和元年11月

著者 重富貴光 酒匂景範 古庄俊哉

出版社HPはこちら

News

インタビュー記事掲載情報

IP Business Journal 2019/2020に当事務所の弁護士インタビューが掲載されました

レクシスネクシス・ジャパン株式会社出版のIP Business Journal 2019/2020 に当事務所の弁護士インタビュー記事が掲載されました。

インタビューには、当事務所の重富貴光弁護士、古庄俊哉弁護士、廣瀬崇史弁護士、長谷部陽平弁護士が回答しました。

IP Business Journal 2019/2020は、[こちらから](#)ご覧いただけます。

弊所では、ご希望の内容に応じて知的財産に関するセミナー・相談会をお請けしております。セミナー・相談会等のご希望がございましたら、以下のメールアドレス宛てにご連絡下さい。

✉ IPnewsletter@ohebashi.com

→ [contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。